

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 法人が外国子会社から受取る配当

Q. 外国の子会社から受け取る配当は、受け取った親会社ではどのように取り扱われるのですか？

A. 外国にある子会社から親会社が配当を受取った場合、かつては、その配当金のすべてが益金算入とされていましたが、平成21年度の税制改正において、配当等の額から5%相当額を控除した金額が益金不算入となり、平成27年度の税制改正において、その外国子会社の本店所在地国でその配当等の額の全部又は一部が損金算入とされているものについては、全額益金不算入の対象外とされました。

この場合、配当等の一部のみが損金算入となる場合であっても、親会社では全額が益金不算入の対象外(益金算入)となりますが、次の算式により計算した金額(損金算入対応受取配当等の額)を益金不算入の対象外とすることも認められています。

外国子会社からの配当等の額×(a)のうち外国子会社で損金算入された額÷外国子会社の配当等の支払総額(a)

なお、この金額を適用した場合は、配当等の額から控除する5%相当額は、損金算入対応受取配当等の額を控除した残額の5%相当額となります。

この場合の外国子会社とは、原則として発行済株式等の25%以上を配当等の支払義務が確定する日以前6月以上継続保有している外国法人をいいます。

資産税

★ 暦年贈与サポートサービス

Q. 銀行から暦年贈与サポートサービスというものを勧められました。贈与者と受贈者との贈与契約書を作成して、預金の振替サービスをするというものですが、これは、いわゆる連年贈与になりませんか？

A. このサービスは、銀行が、契約者(贈与者)と受贈者に贈与の都度、その贈与の意思確認を行った上で、贈与契約書を作成し、その内容に基づいて贈与資金の払出し・振込(預金の振替)を行うというものですが、このサービスの申込みによって贈与契約が成立するものではなく、このサービスの「贈与資金の払出し・振込(預金の振替)」はこのサービスの契約期間中の各年に締結される贈与契約の履行として行われるものですから、このサービスに基づいて行われる贈与については、その贈与契約によって効力が生ずるも

のと考えられます。

したがって、このサービスに基づいて行われる贈与については、各年に締結される贈与契約の内容に基づいて、各年の贈与として贈与税の課税が行われることとなるものと解するのが相当であり、あらかじめ定期的に贈与することについて贈与者・受贈者双方の合意がなされている場合でない限り、本件サービスを利用した贈与は、「定期金給付契約に関する権利」の贈与(連年贈与)に該当するものではないと考えられます。

契約者(贈与者)の意思で毎年保険契約金の中から受贈者に資金が渡るものですが、保険事故が生じた時点で残りの保険契約金は保険金として支給されるため、定めた贈与金額の支給が打ち止めとなってしまいうため、連年贈与ではなく毎年の贈与とされるものです。

★ 代償分割した場合の相続税の課税価格

Q. 代償分割をした場合、相続税の課税価格はどのようになるのですか？

A. 代償分割とは、遺産の分割に当たって共同相続人などのうちの1人又は数人に相続財産を現物で取得させ、その現物を取得した人が他の共同相続人などに対して債務を負担するもので現物分割が困難な場合に行われる方法をいいます。

代償分割をした場合の相続税の課税価格は、次のようになります。

①代償財産を交付した人・・・相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額から交付した代償財産の価額を控除します。

②代償財産の交付を受けた人・・・相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額に交付を受けた代償財産の価額を合計します。

この場合、代償財産の価額は次のように計算します。

①代償分割の対象となった財産及び債務の額が時価によっている場合は、その代償債務の額に、代償財産の相続開始時の相続税評価額が時価に占める割合を掛けて求めた価額となります。

②相続人全員の協議が、①の方法に準じた方法又は他の合理的と認められる方法により代償財産の額を計算して申告する場合には、その申告した額によることが認められます。

★ 土地等の譲渡とみなされる株式の譲渡

Q. 株式の譲渡が土地等の譲渡とみなされることがあるそうですが、どういう場合ですか？

A. 次の事業譲渡類似の株式の譲渡で土地類似株式の要件を満たすものは土地等の譲渡とみなされることとなっています。

【事業譲渡類似の株式の譲渡】

①譲渡があった年以前3年内のある時点において、特殊関係株主等(株主、社員、会員、組合員、出資者、これらの人の親族、その他これらの人と特殊な関係がある者)の持株割合が30%以上であること

②特殊関係株主等がその年において5%以上の株式を譲渡し、かつ、その譲渡をした年以前3年内において15%以上の株式を譲渡していること

【土地類似株式の要件】

①譲渡した株式等の発行会社の総資産の70%以上が、所有期間5年以下の短期保有土地等であること

- ②譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下で、かつ、その発行法人の総資産価額の70%以上が土地等である会社の株式の譲渡であること

その他

★ イメージデータによる書類の添付

Q. e-Taxでは、イメージデータによる書類の添付ができるようになったそうですが、どのようなようになったのですか？

A. e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができるようになりました。平成28年4月1日(水)からは、法人税関係、消費税(法人)関係源泉所得税関係等の手続の受付が開始され、平成29年1月4日(水)からは、所得税関係、消費税(個人)関係、相続税、贈与税関係等の手続ができるようになります。送信可能なファイル形式は「PDF形式」で、添付できるファイル数は最大16ファイル、データ容量は、1ファイル当たり最大1.0MB、かつファイル合計で最大1.5MBとなっています。送信方式には、申告・申請等データと同時に送信する同時送信方式と申告・申請等データの提出送信後に、受信通知から別途送信する追加送信方式があります。同時送信方式と追加送信方式を併用しますと最大11回、176ファイル、16.5MBまで送信できます。ただし、「法人税申告書別表」、「勘定科目内訳明細書」、「財務諸表」など、電子データ(XML形式又はXBRL形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

★ 海外勤務の従業員のマイナンバー

Q. 海外勤務をしている従業員の扶養控除等申告書にマイナンバーの記載はどうしたらいいですか

A. 海外勤務が1年以上で従業員が非居住者に該当する場合は、扶養控除等申告書の提出は不要ですので、海外勤務が1年未満の人の取り扱いになります。

①本国から給与の支給を受ける場合

・平成27年10月5日より前に海外勤務になった場合

帰国するまでは、従業員本人のマイナンバーは不要ですが、扶養親族が国内に居住してマイナンバーの指定を受けているのであれば、平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書については、記載が必要です。

・平成27年10月5日以後に海外勤務になった場合

平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書については、従業員及び扶養親族等のマイナンバーの記載が必要です。

②海外勤務先からだけ給与を受ける場合

国内で勤務していた会社には扶養控除等申告書の提出は不要です。

また、海外勤務先が居住者に対して、国内において給与等の支払を行うことがない限りは、扶養控除等申告書の提出は不要です。